

公共交通事故被害者等支援懇談会 議事概要

1. 日時

平成23年11月25日（金）10：00～11：40

2. 場所

国土交通省（中央合同庁舎2号館）1階 共用会議室5

3. 出席者

- ・「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」
垣本委員、下村委員、高木委員、中島委員、美谷島委員（富田座長、林委員は御欠席）
- ・国土交通省総合政策局瀧口次長、安心生活政策課、省内関係部局担当課等

4. 議題

国土交通省における被害者等支援の取組の検討状況について

5. 概要

本年6月の「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」まとめを踏まえた、公共交通事故被害者等支援に関する今後の国土交通省の取組について、「検討会」委員からのご助言を頂いた。委員から出された主な意見は以下のとおり。

（研修の実施について）

- ・研修を行う対象を、国交省で被害者等支援に従事する職員（支援員）に限っているが、事業者の職員に対してもしっかりと研修が行われなければならない。現場に向かってすぐ動くのは、事業者の職員である。国において研修を行うことも大事だが、国交省の事務方が出て行くのは後。事業者がしっかりと支援計画を作り、研修を行っていくようにしてもらいたい。
- ・支援員に対する研修を継続して行うことが重要。国は異動が非常に多い。支援員のレベルを維持し、組織として支援を継続していけるようにしていただきたい。
- ・事故は全国どこでも起きるのだから、支援員への研修も、全国共通でやらないと意味がない。また、支援は一時的なものではないので、研修は各年度通して行い、一回きりにならないようにしてもらいたい。
- ・実際に、被災地がどうなっているんだということを見ることは重要。東日本大震災後の、「心のケア」の取組は長くかかる。できれば一度は現地を見ていただきたい。
- ・既に行われている研修を利用することも有用ではないか。また、事業者にも国の研修に参加してもらえばよい。
- ・研修を行うことは非常に大事。被害者等支援というものは、支援を行う側にとっても、不完全な状態から始めるものである。「寄り添う」ことの基本を、是非理解していただきたい。被災地に行っても、「来るな」という被災者もいて、一体過去にどんな扱いをされたのだらうと思う。

事業者の方も、基本を分かった上で動いてもらいたい。

- ・被害者に「寄り添う」ということの意味がまちまちの部分もある。東日本大震災以後、自分も月2回被災地に行っているが、「心のケア」はグリーンケアである。喪失体験後の方々に寄り添うこと、そこに焦点を当てることが大事である。

(被害者等への窓口について)

- ・被害者等が訴える窓口をつくる必要がある。被害者等にとっては、弁護士などに相談してはどうか、などと言ってもらえるだけでも違う。
- ・「心のケア」を受ける際に市町村から補助がある、というような、支援の情報をまずもらうことも被害者等にとっては大事なことである。
- ・まず、「被害者等支援をここでやっている」ということを大いに知らせないといけない。もし自分の家族が事故に遭ったりしても、どうしていいか、どこに連絡していいか分からない。
- ・被害者等が訴える窓口をつくる必要がある。支援室をつくった時に、支援室の中にそういうところがあれば被害者等も安心する。事業者にもまずい対応があっても、それは被害者側からしか見えない。支援室に被害者等からの声を聴くところがあれば、そうした面も見えてくるし、事業者にも指導もできる。
- ・窓口の設置により、情報提供の一本化を想定していると思うが、情報を流すだけでなく双方向のやり取りを行う必要がある。

(継続的な支援の実施について)

- ・事故原因の調査や再発防止の説明は、国との関係で事業者がどこまで情報を流してくれるかなど、非常に難しい部分もある。しかし、これも一つの「心のケア」の問題である。再発防止策など継続的な情報提供が事業者の支援計画に位置付けられるよう、配慮いただきたい。
- ・民事裁判が終わると、被害者等への支援も終わる傾向がある。支援は裁判とは異なる話であり、裁判で断ち切れないような長期的な遺族ケアができるように、ガイドラインはしっかり作ってもらいたい。
- ・事業者は事故を忘れない。それは人間の本能である。たとえ裁判の途中であっても、示談が終われば忘れない。忘れることは人間の強さであり、また弱さであるが、これをしっかり見るのが国の役割である。
- ・国ではしばしば人事異動があると思うが、その中で組織として支援を継続していくことが重要。

(ネットワークの形成について)

- ・事業者では対応できないこともあり、国がしっかりコーディネーターの役割を果たしてほしい。
- ・自助グループがいろいろなところででき、長期的なケアを行っている。スパンが長いので、自立まで一人一人ニーズが違う。こういうものとも連携すべき。また、国がしっかり取組を行い、市町村にも下ろしていくパイプが重要。

(その他)

- ・「心のケア」は、先般の東日本大震災でも大変重要なテーマだったが、災害対策基本法等の法律上、位置付けが全くない。都道府県から求めがあって初めて対応しており、自動的に動くことはできない状況にある。自ら動けるのはDMAT（災害派遣医療チーム）と日本赤十字社くらいだが、DMATに精神科医が含まれていなければどうにもならないし、日赤も身体のケアが中心。改めて法律上の位置付けを行うのであれば、どの組織が出て行くのかということや、費用負担などについて決めておかなければならない。現状では、「心のケア」はどこにも規定されておらず、自ら出て行くのは難しい状況にあるので、配慮をいただきたい。
- ・全国どこでも、大規模な事故は起きる可能性がある。それを想定してマニュアル等を作っておかなければ、迅速な動きはできない。
- ・この取組は、このまま東日本大震災の支援にも使えるのではないかと思っている。

以上